

学生相談室だより

令和4年5月号
弓削商船高等専門学校
スクールカウンセラー
林祐太郎

こんにちは。学生相談室林です。今回は『成年年齢と契約について』ご紹介しようと思います。今年から新成人になる方も、既に成人の方も、まだ成人でない方も是非参考にしてみてくださいね。
<令和4年4月から18歳が新成人へ>

2022年4月1日から成年（成人）年齢が20歳から18歳へと引き下げられました。みなさんも、ニュースなどで目にしたのではないのでしょうか？成年年齢の引き下げは明治9年に定められて以来、約140年ぶりに見直されることらしいです。すごいですね。

【18歳（成年）になったらできること】

- ・保護者の同意なしで“契約”ができる
携帯電話の購入／クレジットカード作成／
ローンを組む
- ・10年有効パスポートの取得
- ・国家資格に基づく職業に就くなど…

【20歳にならないとできないこと】

- ・お酒を飲むこと
- ・タバコを吸うこと
- ・公営競技（競馬競輪など）の年齢制限
- ・国民年金の加入など…

〈“契約”に気を付けよう！〉

民法が定めている成年年齢とは、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。つまり成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。しかし、これまでなら取り消すことができた契約も簡単に取り消せなくなるため、何か“契約”をする際には注意が必要です。

〈どんな契約に気を付ければいいのか？〉

政府は注意喚起として下記のような例を挙げています。

クレジットカードの『リボ払い』／通信販売の定期購入
美容医療のトラブル／暗号資産や情報商材などの儲け話

「自分とは関係ない話だな」と思うかもしれませんが、頭の片隅に置いておきましょう。



〈契約に関する被害を防ぐには？〉

- ・いらぬものはキッパリと断る
- ・契約内容をよく確かめる
- ・上手い話や甘い話は要注意！
- ・慌てて契約しない
- ・あやしいと思ったら、その場で契約しない
- ・個人情報や安易に提出しない
- ・納得できない請求の支払いは慎重に
- ・おかしいと思ったら、周りの人に相談する
⇒「消費者ホットライン TEL188」も相談可

☆もう少し詳しく知りたい方はインターネットで下記も調べてみてくださいね。

「18歳から大人」消費者庁 / 「大人への道しるべ」法務省

「成年年齢の引き下げ」政府広報オンライン

